

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【若狭町】

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会本所や当会上中支所が立地する市街地地域で浸水が予想されている地域はないが、商工業者が点在する三十三地区、瓜生地区、野木地区の約12%では0.5m程度の浸水が予想されており、近隣には工業団地等が存在する。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山裾にある地区のほぼすべての地域の一部が土砂災害警戒区域になっている。当会上中支所が立地する旧上中町の中心市街地である三宅地区も土石流被害想定区域に含まれ近隣には多くの商工業者が存在する。また、当町の代表的な観光地である熊川宿は、そのほぼすべてが土砂災害警戒区域に含まれている。

(津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、海沿いにある地区のすべてで一部地域の浸水が予想されている。想定される津波の高さは1m～3m。観光業は当町の主要な産業であり、津波浸水予想区域には、多くの民宿、旅館が存在する。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、町内中心地を含む当町全体の約15%超の地域で、震度6弱以上の地震が今後30年間で6～26%程度の確率で発生するとされている。

(その他)

当町内では多くの地域で、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、1999(平成11)年8月14日～15日の集中豪雨では、観音川で427mm、三方庁舎で385mmの雨量を記録し、住宅半壊：1戸、その他：3戸、非住家全壊：6戸、床上浸水：22戸、床下浸水：149戸と多くの被害を及ぼした。また、2013(平成25)年9月15日～16日の集中豪雨でも、観音川で399mm、市場で418mmの雨量を記録し、一部損壊：1戸、床上浸水：31戸、床下浸水：106戸と広い地域で多くの被害が発生した。

【美浜町】

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会美浜支所が立地する市街地地域及び商工業者が存在する地域で浸水被害が予想されている地域はない。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山裾にある地域ほぼすべての地域の一部が土石流(特別)警戒区域、急傾斜地崩落(特別)警戒区域となっている。急傾斜地崩落(特別)警戒区域には、当地の主要産業である観光業者が多く存在する北地区、菅浜地区、丹生竹波地区が含まれている。また、土石流(特別)警戒区域には、商工業者が多く存在する耳地区が含まれている。

(津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、海沿いにある地区のすべてで一部地域の浸水が予想

されている。観光業は当町の主要な産業であり、津波浸水想定区域には、多くの民宿、旅館が存在する。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、町内中心地含む町全体の約20%超の地域で、震度6弱以上の地震が今後30年間で6~26%程度の確率で発生するとされている。

(その他)

当町の耳川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に1999（平成11）年8月14日~15日の集中豪雨では、夜22時に美浜雨量観測所で時間雨量95mm（観測史上最大）という猛烈な雨になり、深夜1時ごろに耳川の河原市水位観測所において、はん濫注意水位を超え、一部地域に避難勧告が発令される事態となった。耳川がはん濫するまでには至らなかったが、中小河川や用水路などのはん濫により、床上浸水15戸、床下浸水109戸、道路冠水、土砂崩れなどの被害が発生した。また、2005（平成17）年8月13日の集中豪雨では、朝6時には郷市雨量観測所で時間雨量80mmという猛烈な雨となり、耳川の河原市水位観測所において、はん濫注意水位まで達する事態になった。耳川がはん濫するまでには至らなかったが、中小河川や用水路などのはん濫により床上浸水4戸、床下浸水27戸、道路冠水、土砂崩れなどの被害が発生した。

#### 【若狭町・美浜町共通】

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、両町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

#### (2) 商工業者の状況（令和6年3月31日現在）

- ・商工業者等数 1,163件
- ・小規模事業者数 1,047件

【内訳】

	業種	商工業者	小規模事業者	備考
商工業者	製造	121	101	両町内に広く分布
	建設	277	251	両町内に広く分布
	小売	190	178	両町内に広く分布
	卸売	24	21	両町内に広く分布
	サービス	237	246	両町内に広く分布
	飲食・宿泊	254	209	両町内に広く分布
	その他	60	41	両町内に広く分布

#### (3) これまでの取組

##### 1) 美浜町・若狭町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・若狭町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・美浜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・消毒、検温、換気などの感染症対策

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と若狭町、美浜町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者BCPの件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	28	28	28	28	28
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	8	8	8	8	8
うち事業継続計画	20	20	20	20	20
[参考] 中小企業（小規模除く）	2	2	2	2	2

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と若狭町、美浜町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 若狭町、美浜町と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国や福井県、若狭町、美浜町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・ 新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成24年10月危機管理マニュアル(令和6年11月更新)を作成（別添）。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 定期的に若狭町、美浜町と状況確認や改善点等について協議を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、若狭町、美浜町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で区内内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。  
 ( SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 ( 家屋被害や道路状況等 ) 等を当会と若狭町、美浜町で共有する。 )
- ・国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、若狭町、美浜町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と若狭町、美浜町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。( 豪雨における例 ) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報 ( 被災事業所名、住所 ( 町・字名レベル ) 、被害状況 ( 全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など ) ) を確認し、災害発生から概ね 2 4 時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額 ( 事業の再建に必要なおおよその推計額 ) について、概ね 1 週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 0 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0. 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と若狭町、美浜町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～ 5 日間	1 日に 2 回共有する ( 9 時、1 6 時現在 )
発災後 6 日以降	1 日に 1 回共有する ( 9 時現在 )

- ・若狭町、美浜町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策

を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と若狭町、美浜町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と若狭町、美浜町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と若狭町、美浜町が共有した情報を福井県の指定する以下の様式及び連絡体制図により、福井県商工会連合会より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

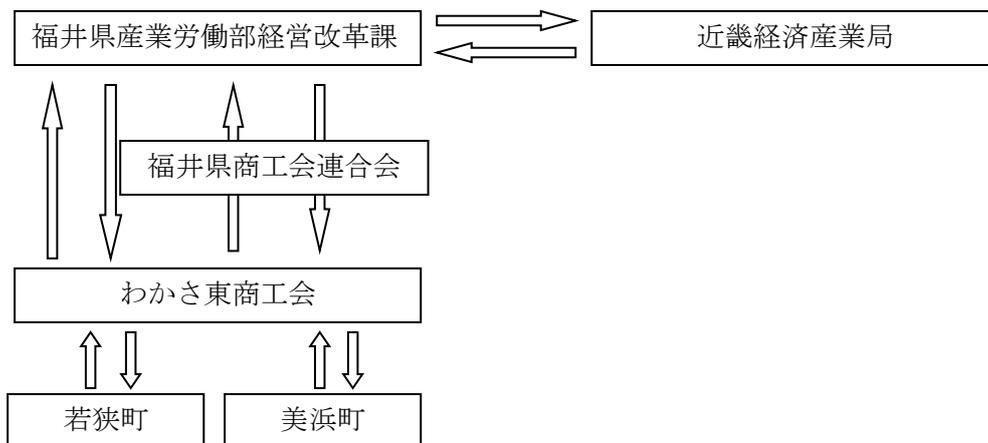
実態調査票

策定者：  
電話番号： \_\_\_\_\_ メールアドレス： \_\_\_\_\_

被害合計金額

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の廃止に 応じた額 ※おおよそで可	被害額内訳				被害状況 ※火災・地震・一部停電、床上浸水・床下浸水、汚 染等の有無、被害・被災への影響、運料災害発生 経路への影響など
					土地 (増築土台除却 費・壁紙費) (事業用資産に属 す)	建物 (事業用資産に属 す)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、若狭町、美浜町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、若狭町、美浜町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

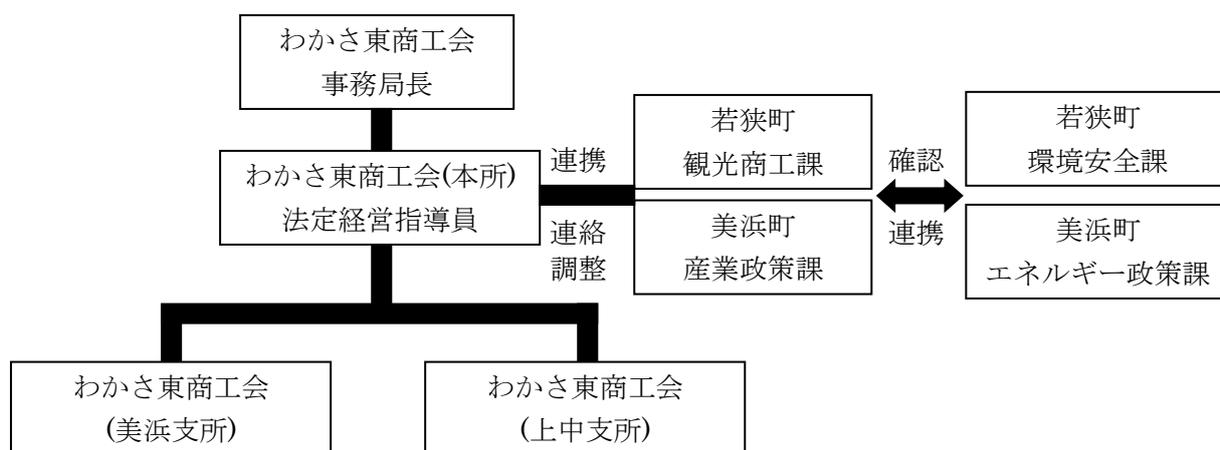
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宇野 寿一 石崎 雅志 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

わかさ東商工会 本所

〒919-1333

福井県三方上中郡若狭町中央 1-5

電話番号 : 0770-45-0222

FAX 番号 : 0770-45-1844

E-mail : wh-admin@wakasa-higashi.jp

②関係市町

若狭町 観光商工課

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央 1-1

電話番号：0770-45-9111

FAX 番号：0770-45-1115

E-mail：kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp

美浜町 産業政策課

〒919-1192

福井県三方郡美浜町郷市 25-25

電話番号：0770-32-6706

FAX 番号：0770-32-6050

E-mail：sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	30	30	30	30	30
・ 専門家派遣	10	10	10	10	10
・ セミナ開催費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、若狭町補助金、美浜町補助金、福井県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等